### 社会福祉法人むつみ会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ会(以下「法人」という。) 定款第10条及び第29条の規定に基づき、法人の業務に従事する役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
  - (2) 常勤的役員とは、理事のうち、法人の事務所で継続かつ定期的に就業する者で、理事長、常務理事及び業務執行理事をいう。
  - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤的役員以外の者をいう。
  - (3の2) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤的役員以外の者をいう。
  - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として支給されるものをいう。
  - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の法 人業務に携わったときの諸経費をいう。
  - (6) 会議等とは、役員等の職務執行の場である理事会、評議員会及び各種委員会をいう。

# (報酬等の支給)

- 第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 常勤的役員の報酬等の支給の額は、第4条の規定に基づく。
- 2の2 非常勤役員の報酬等の支給の額は、第8条の規定に基づく。
- 3 法人の職員を兼務する理事には報酬等を支給しない。ただし、会議等が当該理事の職員としての就業時間帯以外の日時で行われる場合は、報酬等を支給することができる。
- 4 役員等には、賞与を支給しない。

## (常勤的役員の報酬の額)

第4条 常勤的役員の報酬は、年間の報酬上限額を評議員会で決定し、次の表で定める額を月ごとに支給する。

| 一の週で法人の事務所等で職務を執行する日数 | 係数    | 月ごとに支給する報酬の額 |
|-----------------------|-------|--------------|
| 1 月                   | 0. 26 | 81,000円      |
| 2 日                   | 0.38  | 118,000円     |
| 3 日                   | 0.50  | 156,000 円    |
| 4日                    | 0. 67 | 209, 000 円   |
| 5日                    | 0.83  | 258,000 円    |
| 6 日                   | 1.00  | 311,000 円    |

備考1:この表の「月ごとに支給する報酬の額」は、社会福祉法人むつみ会給与規程(昭和57年4月 1日制定)(以下「給与規程」という。)別表2給料表の「5級1号給の額」に、この表の「係数」を 掛け、千円単位で切り上げて定める。

備考2:この表の「係数」の値は、「一の週で法人の事務所等で職務を執行する日数」を6日で除して 求める(小数点以下2桁まで四捨五入する。)が、「一の週で法人の事務所等で職務を執行する日数」 が1日の係数は、当該係数に1.5を、2日については、当該係数に1.15を掛けて補正する(小数点 以下2桁まで四捨五入する。)。 2 給与規程別表 2 給料表が改正された場合、その改正の適用日から、前項の表の「月ごとに支給する報酬 の額」の欄の金額を改正することができる。

### (支給の方法)

第5条 前条の報酬の支給日、支給方法並びに報酬から控除する額等支給に関することは、給与規程に準ずる。

### (報酬の日割り計算)

- 第6条 新たに常勤的役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤的役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 本条第1項及び第2項で支給する報酬の額については、第4条で定める額をその月の総日数で除し、その額にその月の在任日数を掛けて算定する。

### (端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

## (非常勤役員等の報酬及び支給方法)

- 第8条 非常勤役員等が会議等に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次に掲げる報酬を支給する。
  - (1) 1回 6,000円
- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。
- 3 報酬の支払いは、その都度現金で支払う。ただし、非常勤役員等が同意した場合には、その指定する銀 行等の金融機関の本人口座に振込むことにより、報酬を支給することができる。
- 4 本条第1項第1号の額は、給与規程別表2給料表の「5級1号給の額」を28日で除して得た値を、さらに2で除して定める(千円未満は四捨五入する。)。

## (報酬額の見直し)

第9条 第4条及び前条に係る報酬額は、評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、 出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直しすることができるものとする。

### (交通費)

- 第10条 役員等が会議等に出席したとき、又は法人業務に携わったときの交通費は、次の各号に基づき支払う。
  - (1) 第2条第2号の常勤的役員については、給与規程に準じて通勤手当を支給する。
  - (2) 第5条の非常勤役員等については、次に掲げる金額をその都度支払う。ただし、法人の職員を兼務する者には支給しない。

#### 交通費 2,000円

(3) 交通費の実費が前項第2号の金額を超える場合は、社会福祉法人むつみ会若草福祉作業所職員旅費規程 (昭和61年8月1日制定。以下「旅費規程」という。) に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

## (費用弁償)

第11条 会議等への出席したとき、又は法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支弁する。

#### (出張旅費)

第12条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき、旅費等を支給することができる。

2 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

### (慶弔)

第13条 役員等の慶弔時、災害罹災時等に対して、社会福祉法人むつみ会慶弔金等支給規程(平成11年4月1日制定。以下「慶弔金等支給規程」という。)に基づき、慶弔金、病気見舞金、災害見舞金などを支給することができる。

## (兼務役員)

第14条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

# (規程の改廃)

第15条 この規程の改正又は廃止は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附 則 (平成29年6月23日評議員会議決)

- 1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。
- 2 社会福祉法人むつみ会理事等報酬規程(平成9年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 役員及び評議員の費用弁償に係る旅費規程第15条及び功労金支給に関する慶弔金等支給規程第7条の規定の削除などを定める社会福祉法人むつみ会若草福祉作業所職員旅費程及び社会福祉法人むつみ会慶弔金等支給規程の一部を改正する規程(平成29年6月1日理事会議決)は、この報酬並びに費用に関する規程の施行日から施行する。

附 則(令和2年6月26日評議員会議決)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年6月25日評議員会議決)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年6月24日評議員会議決)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年6月24日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。